

●いんふおめーしょん

ISSN 0919-1070

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

No. 14=1993年1月号

☆ 特集/無国籍・外国籍の子どもと子どもの権利条約(第2回公開講座報告・第1回)



◆ 活動の基調 ◆

私たちは、憲法・子どもの権利条約・児童憲章・教育基本法・児童福祉法などの理念にのっとり、子どもの権利を考え保障する運動を学校・家庭・職場・地域から大きくおこします。「子どもの権利基本法」(仮称)の制定について研究し、その具体化をめざします。

子どもの人権連 へのおさそい

◆ 子どもの人権保障をすすめる各界連絡協議会 ◆

☆ 代表委員 (50音順) ☆

一番ヶ瀬 康子	日本女子大学人間社会学部教授
大 田 堯	東京大学名誉教授
鈴木 祥 蔵	部落解放研究所所長、関西大学名誉教授
寺 澤 亮 一	全国同和教育研究協議会委員長
永 井 靈 一	日本教育法学会会長、法政大学法学部教授
横 山 英 一	日本教職員組合中央執行委員長

ご入会へのおねがい

1人でも多くのおみなさまのご入会をおねがいいたします。子どもの人権連の考え方、今後とりくむべき課題などは、別掲の「よびかけの趣意書」をお読み下さい。

☆ お申し込み方法

- ① 子どもの人権連のよびかけの趣意書、会則に賛同する個人及び団体はどなたでも入会することができます。お申し込み方法&用紙は別紙をご利用下さい。
- ② ご入会にあたっては、年会費を必ずご入金下さい。個人会費は5,000円、団体会費は1口10,000円です。ご入金を事務局で確認した時点で会員となります。

☆ 会員の特典

- ① 会員のおみなさまへは、会員情報誌「いんぷおめーしょん 子どもの人権連」(月刊)をはじめ、広報出版物ができ次第、無料で頒布いたします。
- ② 会員のおみなさまへは、広報出版物を20% offでお送りいたします。
- ③ 会員のおみなさまへは、講師あっせん、講座&学習会のプログラミングなどを優先的にこないます。

指標

朝鮮高級学校の高体連加盟問題

文部大臣への日弁連の勧告書、勧告理由の要旨

日弁連総第49号

1992年10月28日

文部大臣 鳩山邦夫殿

日本弁護士連合会

会長 阿部三郎

勧告書

当連合会は、この度朝鮮高級学校に関する人権侵害救済事件を調査した結果、日本国に滞在する朝鮮人の人々が、自国ないし自己の民族の文化を維持継承し、また発展をはかるために、その子ども達に自国ないし自己の民族の文化に基づく教育を実施するために設置し運営する朝鮮高級学校について、高体連加盟問題に関し、別紙「要望の理由の要旨」及び別紙調査報告書記載のとおり重大な人権侵害の状態におかれているものと判断しました。

よって人権侵害状態の解消と、将来の日本国民が国際的な友情と信頼を享受するとともに、日本国が人権を尊重する国際国家として発展することを希求して、次の通り勧告します。

勧告事項

文部省は、全国高等学校体育連盟に対して、各朝鮮高級学校の都道府県高等学校体育連盟加盟及び全国高等学校体育連盟主催各種競技大会参加について、各朝鮮高級学校の都道府県高等学校体育連盟加盟を認めるよう、また各朝鮮高級学校が全国高等学校体育連盟主催の各種

▶次頁へ続く

◆ No.14 目次 ◆

指標＝朝鮮高級学校の高体連加盟問題、文部大臣への

日弁連の勧告書、勧告理由の要旨

1

◆報告/第2回公開講座＝無国籍・外国籍の子どもと子どもの権利条約(1)

4

レポート1＝リース国籍確認訴訟をめぐる/山田由紀子(弁護士)

☆シリーズ5/学校に子どもの権利条約を★

子どもとともに、「子どもの権利条約」をかんがえる/松島赫子(熊本県教諭)

8

◇第13回全国保育者集会から人権を考える/毛利子来&花岡一江

11

NEWS BOARD/ユニセフ「世界子供白書'93の紹介」

14

☆資料＝日教組第42次教育研究全国集会(秋田)アビール

16

◆子どもの人権連広報委員会から……高橋 公

競技大会に参加することを認めるよう指導し、これから排除されることによって生じている人権侵害状態を解消されたい。

勧告の理由は別紙「勧告の理由の要旨」及び調査報告書記載のとおりです。

朝鮮高級学校の高体連加盟問題 勧告理由の要旨

日本弁護士連合会会長 阿部三郎

1. 申立人等がサッカー部監督を努める各朝鮮高級学校は、日本国の学校教育法に基づく高等学校と同学齢期の在日朝鮮人生徒を主たる対象に、朝鮮民族及び朝鮮民主主義人民共和国の人民としての文化の継承と日本国に生活する実情を併せ考慮した高等学校の教育に相当する総合的な普通教育を実施しているものであると判断する。
2. 日本国に在住する全ての外国人・あらゆる民族は、それぞれ自己の文化を維持・承継・発展させる権利を有し、従ってその教育を実施し、またその教育を受ける権利を有する。
日本国はこの権利を尊重し、奨励しなければならない義務を負う。
3. 全国高等体育連盟及びその傘下にある各都道府県高体連は、公費による助成を受け、その活動対象とするスポーツ各種目については、高等学校の学齢期にある普通教育を受ける子ども達にとって、圧倒的多数が参加し日本国内において他にかわるものがない唯一無二のスポーツ社会を構成している。
そしてその主催する競技会等の大会は、同学齢期の子ども達にとって、スポーツにおいて他にかげがえのない交流と切磋琢磨の目標と機会を供し、その成果はスポーツ界の名誉としても就職・進学における実益においても、ほぼ独占的な評価を受けるに至っている。
4. 各朝鮮高級学校の選手等は、日本国内の数千校に及ぶ一般高校の選手等と同一の機会に競技できず、同一の目的を持たず、従ってそれらの機会に交友を広め、心身と技能を切磋琢磨する機会を奪われ、基本的に同じ普通教育の同じ課程の学齢期のスポーツの社会から疎外され、これがため重大な精神的苦痛を生

じている。またスポーツに関連した進学就職にも不利益が生じるものと推量され、これらは民族教育の実施、さらに民族固有の文化の享受・維持・承継等にも有害な影響を生じているものと認める。

またこの精神的苦痛は、選手等のみならず、各朝鮮学校の全ての生徒、その家族、教師などに及んでおり、日本国の朝鮮民族の今日に至るまでの歴史経過を考慮すると、その深刻なことは言語による表現を超えるものであると側隠される。

5. 全国高校体連と各都道府県高体連は、3記載のとおり存在であることから、合理的な理由がないかぎり、同じ学齢期にあり、同じく普通教育の高等学校担当の課程の教育を受けている学校とその生徒を除外し、これにより有形無形の苦痛と損害を生じさすべきではない。

各朝鮮高級学校は、学校教育法第一条の規定に基づく高等学校ではないが、日本国に在住する外国人乃至朝鮮民族として、自己の固有の文化を維持・承継発展させるために必要な教育をする権利に基づき、日本国の高等学校に相当する課程の普通教育を実施しているものであるから、同法第一条に規定された学校でないことを以て、これらの各学校とその生徒を除外することは合理的な理由にはならない。

既に多くの地方公共団体において、朝鮮各級学校を単なる技能の習得を目的とする学校の多い各種学校と区別して、民族教育を取り入れた普通教育を実施する学校と認めて助成処置などをとっており、また既に都道府県の高体連が全国大会の予選を兼ねない範囲にお

いて各種競技会に参加を認めている例に於いても何等の支障は生じていない。

従って全国高体連と各都道府県高体連が、各朝鮮高級学校のスポーツ各部の加盟を認めず、各競技大会等からその生徒を除外して前記のような有形無形の苦痛と損害を生じていることは合理的な理由のないものであって、重大な人権侵害の結果を生じているものと認める。

6. 上記の人権侵害の結果を生じている理由として下記の通り判断した。

全国高体連については、当連合会で調査した範囲においては意図的に朝鮮高級学校とその生徒を除外としたものとは認められず、設立当初は各級朝鮮学校など他の民族学校・外国人学校が少数であり整備されておらず、単に高校教育における体育教育の振興のみを念頭にして社団法人として設立され、これに応じた規約が設定され、このため各都道府県高体連は学校教育法第1条に規定されている高等学校が加盟するものとして認められる。

その後高体連も発展を遂げる一方、朝鮮各級学校が設立され、高級学校とその各運動部も順次整備されてくるに至り、その加盟を希望するところとなった。

これに対して全国高体連は、社団法人として文部省から認可を受け、また同省を監督官庁としているので、前記の設立趣旨と規約の関係から、同省の判断を求めようとした。

これに対して文部省は、単に、朝鮮高級学校は各種学校であるから、各種学校としての加盟を認めるか否かを自主的に判断すべきである旨の、或いは少なくともそのように理解される回答をした。

文部省の上記の指示は、全国高体連が自主的に適正な判断をすることを却って困難にしているものと認められる。

文部省については、同省は日本国政府の所轄官庁として、前記のとおり日本国内に在住する外国人乃至他民族の固有の文化に基づく教育を尊重し、民族教育が不利益な扱いを受けることがないよう処置をとる義務がある。また日本国内に在住する朝鮮人の教育については、全国知事会議が教育現場をあくまで立場として1953年政府に対して在日朝鮮人の文教

基本政策の早期確立を求める要望を決議するなど、基本的な対応を明らかにすることが必要であるにもかかわらず、何ら基本的かつ民族教育を尊重した処置をとっていない。またそと監督する法人の活動において人権侵害の結果を生ずるなどのことがないように適切な指導と監督をなし、全国高体連に適切な助言と指導をしなければならない。ところが本件については、前記のとおり不適切な助言乃至指示をするとともに、前記のとおり重大な人権侵害の結果を生じ続けさせているものと判断した。

(以上関係条約法条等は調査報告書記載のとおり)

7. 以上の判断に基づき、全国高体連に対しては、申立人等の各朝鮮高級学校等の、在日する外国人が高校の学齢期にあるその子ども達に対して、日本国の高校担当の一般的普通教育と自国乃至自己の民族の文化を享受・承継するに必要な教育を併せ実施する学校については、これを主として単科的・技能的な教育を施す各種学校を同視せず、速やかにその主催する競技会に参加でき、また都道府県高体連に加盟できるように速やかに善処されるよう要望することを相当とした。

文部大臣に対しては、文部省は社団法人全国高体連を指導監督する官庁として、また各民族教育を尊重しなければならない日本国の文教を担当する省庁として、本件朝鮮高級学校の加盟拒否による人権侵害状態を解消するよう、速やかに適切な処置をとることを勧告することを相当とした。

◆ 第2回公開講座(92年7月29日/東京日本教育会館9F)の報告=第1回 ◆
無国籍・外国籍の子どもと子どもの権利条約

レポート1=リース国籍確認訴訟をめぐる 山田由紀子(弁護士)

1. 事件の事実関係について

弁護士の山田と申します。リース国籍確認訴訟についてレポートさせていただきます。

まず私が担当している事件の事実関係ですが、長野県に住んでいるウィリアム・リースさんというご夫妻がおりますが、この方は、長年日本で小諸市の隣の御代田町という小さな町で教会を持って牧師さんとしてキリスト教の布教活動をしてこられた方です。

この方は実子が6人もいらっしゃるのですが、クリスチャンの考え方ですね、養子を迎えるということで、日本人の女性が生んだのですが育てられないという男の子が1人、それからタイ人らしい女性が生んだのだけれどもやはり育てられないということで引き取った女の子が1人、そして一番下にアンデレ君というまだ1歳の男の子ですが、この子が原告になる子どもです。

どういう経緯で引き取ったかといいますと、この牧師さんたちが日本人であろうと外国人であろうとそういった困った子どもたちを引き受けてくれていることはかなり町で知られておりまして、1990年の秋、あるフィリピン人らしい見ず知らずの女性から「友達が実は子どもを生むんだけど、お宅で引き取ってくれないだろうか」という電話が入りました。その年の12月末にもう1度連絡がありました。そしてリースさん夫妻は、「結構ですよ。生まれたら引き取ってあげますよ」という約束をして、出産すべき病院も紹介をいたしました。

こうして翌年、1991年1月17日にこの女性は小諸市の病院でアンデレ君を出産したわけです。ところが、もともと育てられない。この女性はおそらく東南アジアからの出稼ぎ外国人で、たぶんオーバーステイであろうと思われるわけで

す。あまり自分の身元を明かしながらなかったし、おそらくは夜の町で働いている女性のように見受けられた女性です。退院と同時にこの赤ちゃんをリースさん夫妻に託しますと、そのまま行方不明になってしまいました。その後、リースさん夫妻はきちんと家庭裁判所の許可を得てこの子を養子といたしました。

このアンデレ君の国籍ですが、そもそも母親自身が出生届も出していきませんでした。そこで小諸の病院の医師が出生届を出しました。この出生届では、母親については「セシリア・ロゼテ」という名前を病院には名乗っていました。名前はわかっている。本人が言っていた生年月日がわかっている。それ以外にはほとんど何もわからない状態でしたので、出生届は国籍欄は空欄にして、母親の名前と生年月日だけを書いて出しました。

それに対して、小諸市ではどのように受理していかかわからないということで、法務局に受理伺いというのをだしております。これに対して長野県の法務局が調査をいたしました。どんな調査かと申しますと、病院の関係者——担当医・事務の人・看護婦さん、これらの人に聞き取り調査をしたわけです。

その結果、カタコトの日本語しかわからない、あとはジェスチャーで表現していた外国人女性だと。「どこの国の人に見えましたか」という質問に対しては、「フィリピン人らしい」という人が1人くらいいる。あとは「外国人には違いないと思うけど、国籍まではわからない」という答えであったりしたわけです。こういう調査結果を踏まえて法務局は、「フィリピン国籍としてこの出生届を受理しなさい」と市役所のほうに回答しました。そこでフィリピン国籍として外国人登録がなされました。当初はフィリピン人だったわけです。

ところが、この後、リース夫妻がこのアンデ

レ君を連れてアメリカに一たん戻ってまた帰ってこようとしたところ、アンデレ君の外国人登録証はフィリピン人となっていますからフィリピン大使館からパスポートをもらわなきゃならないのですが、これはもらえない。なぜかという、フィリピン大使館のほうでは、母親がフィリピン人であるということの証明ができないじゃないか、名前と生年月日しかわからない、パスポートの写しか外国人登録証もあるとかいうのではないから国籍を与えるわけにはいかないという話になったわけです。それで最後、そのことを市のほうに伝えますと、今度は「無国籍」と直されて外国人登録されたわけです。

2. 無国籍問題をどう考えるか

この子の無国籍の問題をどのように考えていったらいいかですが、まずフィリピン大使館のほうではフィリピン国籍を認めません。養子として引き受けたリース夫妻はアメリカ人で、アメリカ国籍です。アメリカは生地主義の国。生地主義というのは、アメリカで生まれた子どもにアメリカ国籍を与える。血筋で与えるのではないという制度です。まして養子ですので、日本でリース夫妻が養子縁組をしたというだけではアメリカ国籍は与えられません。次に日本の国籍は、国籍法2条に規定があります。まず原則的には血統主義と申しまして、日本人の父親あるいは日本人の母親から生まれた子どもは日本国籍を取得する、これが大原則になっています。これが国籍法2条1号です。そして2号は、出生前に父親が死亡していても、その父親が死亡のときに日本人であれば、やはり日本国籍は取れます。これまた血統主義ですから、1と2を合わせて「父または母が日本人であるとき」と言えればいいと思います。

このアンデレ君ですが、父親は全くわかりません。この女性は結婚していた様子もありません。たぶん、言にくいことですが、夜の町で働いていたりして、日本人の男性との間にできた子どもであろうということは推測としてはあるわけですが、誰であるかはわかりません。母親のほうは、名前とか生年月日しかわかってい

ないわけです。このような場合に可能性があるのは、2条3号です。「日本で生まれた場合において父母がともに知れないとき、または国籍を有しないときは、日本国籍を与える」となっています。「国籍を有しないとき」とは、国籍を有しないことがはっきりしているときですから、これを除きますと、アンデレ君が日本で生まれたことは全く問題がありません。小諸の病院で生まれて、お医者さんも出生証明を出しています。父親が知れない。これもはっきりしています。問題は、母親が知れていると言えるのか、それとも知れない、わからないということなのか。もし母親がわからないと言えるのであれば、2条3号でアンデレ君には日本国籍が与えられなければならないわけです。

皆さん、この条文を素直にお読みになって、アンデレ君の場合はどっちだと思いになるでしょうか。母親はわかっていると言えるのでしょうか。たとえ話になりますが、私がどこかに旅行して、例えば「私は鈴木花子です」という名前を名乗って病院で出産をしたとします。生年月日も言ったとします。そして、私が生んだ子は、母親が誰かということはわかっているのでしょうか。鈴木花子と名乗った女性だ、こんな顔をした女性だったということは言えても、「わかっている」というのは、普通は、どこの誰かわかっている。日本人でいえば、本籍地はどこで、戸籍はどこにある人、これがわかれば確かに特定できていると思います。山田由紀子という本名を名乗ったとしましても、日本国じゅう山田由紀子なんてざらにいます。そうすると、この山田由紀子だということはやっぱりわからないと思いますが、皆さん、どうでしょうか。

これに対して日本政府は、「いや、この病院で調査したところによれば、セシリア・ロゼテという名前で、生年月日がわかっていて、総合的に見てフィリピン人ではと思われる。したがって、母親はわかっているのだから日本国籍は与えられない」といって、この事件が「ニュースステーション」の中では特集まで組んで何とかならぬだろうかという扱いをしてくれたのですが、頑として「日本国籍は与えられない」の一点張りだったわけです。

そこで私どもは弁護団を組みまして、日本国

籍があることの確認を求める裁判、国籍存在確認訴訟というのを今年の3月に提訴いたしました。

3. 国籍法2条3号について考える

ここで少し国籍法2条3号について考えてみたいのですが。

一つには、今申し上げましたように、母が知れているとか知れていないとかの境目をどこにもっていくか、これによってずいぶん解釈の幅が違うわけです。そもそも血統主義に対して3号はいわば例外的に生地主義を認めた規定と考えられています。なぜかという、日本で生まれたということ、父母がわからないということをもって、一番典型的な場合は捨て子ですが、こういった子どもでさえあれば、目が青かろうが金髪だろうが、これは認められるわけです。こういう規定を設けた趣旨は、無国籍の人を減らす無国籍の防止。国籍法には、二重国籍の防止と無国籍の防止という大変大きなテーマがあるわけですが、無国籍の防止という大切な目的のもとにこういう規定が設けられているわけです。そうだとしますと、母親がわかっているかいないかが問題になる理由は、もし母親がわかっているならばその母親の国籍が取れるはずだから日本国籍は与えなくてもいいだろうという趣旨で、「母親がわからないときは日本国籍を与える」となっているはずなんです。ところが今の政府の考え方に従いますと、名前だけ、生年月日だけでも「わかっている」ことにしてしまうということだと、それではどうして今回のケースで、フィリピン大使館の言っているように、フィリピン国籍なんか認められないわけです。そこにどうしても狭間ができてしまう。この狭間に無国籍の子どもたちが発生していく。こういう問題です。

それから、そもそもこういう解釈の幅を広げるということも大事ですが、解釈の幅を広げても、国籍法2条3号それ自体の中にどうしても無国籍の子どもが生まれてくる矛盾もはらんでいます。今ここで詳しく申し上げるのは避けさせていただきますが、そもそも完璧に無国籍を防止する条文にはなっていない、これ

だけ申し上げておきます。そこは法改正をしないと、「親の国籍が取得できない場合は日本国籍を与える」というところまでいきませんと、このままでは無国籍の防止は完璧にはできない。そういう問題点を持っています。

ですから一つは解釈の問題。幅をどう広げていくのか。無国籍者をなるべくなくす方向で解釈するのか、あるいはなるべく日本人にしない、なるべく排斥する、このような解釈にするのかによってこの線引きはずいぶん違ってくる。こういう問題が一つと、そもそも条文の抱えている問題、この2点があることだけここで指摘させていただきます。

この無国籍の問題ですが、我々はほとんど生まれながらにして国籍があるのは当然と思っています。特に日本の場合には、先ほど大田先生からご指摘があったように単一に近い民族の中で、それは当然としているわけです。

無国籍になっているというのはどういうことなのかということですが、一つには、よって立つ国がないということです。我々は生まれながらにして日本国憲法によって人権を保障されているわけですが、無国籍の人はこの国の憲法によって基本的人権を保障されているのか。よって立つ国がない、そこから始めていかなければならないわけです。現実的な面で言いますと、例えば予防接種が受けられないという問題、それから一々特別在留許可を取りませんと日本にいること自体が当然のことではないわけです。パスポートも取れません。大人になった場合に、選挙権も取得できません。それから就職や結婚などについて、事実上の障害は当然予測できることです。こういった問題点がある中で、無国籍の子どもたちがどんどん増えている状況にあります。

この無国籍の問題についての考え方ですが、レジュメの右側に「関係条約・宣言」を書きました。ここがまさに、「子どもの権利条約」からこの事件あるいは似たようなケースをどう見ていくかに入るわけです。

ご存知のように、「世界人権宣言」や「国際人権規約」のB規約の中に国籍を取得する権利がうたわれていますし、「子どもの権利条約」の中ではもっと具体的に7条1項で国籍取得の権利をうたった上に、2項、ここが特にこの訴訟で

生かしていきたいところですが、「締約国は特に何らかの措置をとらなければ子どもが無国籍になる場合には、国内法及び当該分野の関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、これらの権利の実施を確保する」。まさにアンデレ君は特に何らかの措置を取らなければ子どもが無国籍になる場合ですし、アンデレ君よりももっと解釈の幅では解決できない子どもたちについては、なおさら何らかの具体的な措置が必要になってくるわけです。

今現在この訴訟は、弁論を数回経ておりまして、訴訟の促進という点ではかなり裁判所のほうも熱心に進めてくれております。基本的に国側が母親が知れているということを立てなければならぬという姿勢で裁判所が臨んでおります。

4. 無国籍の子どもと権利条約

このアンデレ君のケースを一つのきっかけとして、マスコミの中で、あるいは私宛てにさまざまな似たようなケースの情報が飛び込んできております。

例えば、今、東京都内の乳児院には46名の外国籍の子どもたちがおりますが、そのうち6名が無国籍です。どのような経緯で無国籍になっているかと申しますと、ほとんどアンデレ君と似たようなケースで、タイ人女性が歌舞伎町で働いていて、出産間際になって救急病院に運ばれて出産したけれどもそのまま行方不明になった、そして乳児院へというケース。あるいは中国籍の女性がレイプされて出産して、まだ少女であるために育てられなくて乳児院にいたりとか、フィリピン女性の子どもであるとか、そういったケースです。それから大阪の中央児相でも最近、これは幸い日本国籍を取得できたそうですが、タイ人女性が同居していたタイ人女性のところに自分が生んだ子どもを置き去りにしてしまった。4ヵ月くらい残されたほうのタイ人女性がその子を育てていたんだけど、育てきれなくなって警察に届け出て、児相のケースワーカーと警察やら区の戸籍係やらそのあたりが尽力してやっと日本国籍が取れたという報告もあります。

また悲惨な例としては、大阪でタイ人女性が同じタイ人女性を殺傷してしまったという事件が起きましたが、この殺人犯とされていた女性に2人の子どもがいました。父親は日本人男性らしいのですが、認知もしないまま逃げてしまっていて、2人の子どもは、お母さんが警察につかまってしまった中でやむなく乳児院に預けられている。この子たちも無国籍です。

さらに言いますと、今のこどももそうですが、私が扱っているケースは、養子縁組の結果生まれた恵まれた家庭がありますので、外国人登録をしている無国籍者です。ところが、オーバーステイで出産をした、しかしオーバーステイがばれると困るので出生届もできないというケースのほうがむしろ今は問題になっているわけですし、こういう子どもの場合には外国人登録すらもない。どこにも登録がない。出生届自体もされていない。言ってみれば法律的には存在しない子ども扱いされているわけです。このような無登録の問題。「子どもの権利条約」では、7条1項で「子どもは、出生の後、直ちに登録される」。国籍取得の前に登録される権利があるわけですが、こちらの保障がされていない実情があるわけです。事実上の無国籍状態の子どもの問題のほうはむしろ数としては多いのではないかと思います。

私からの報告はこれくらいにさせていただいて、今の範囲内で質問があればお受けしたいと思います。

質問

現在、日本には無国籍の子どもたちは何名くらい存在しているのか。

山田由紀子

子どもの数とは限りません。大人も含めた登録上あらわれている数としては1,470名です。この内訳は把握しておりません。おそらく本件のアンデレ君のようなケースは割合的にはまだ少ないのではないかと思います。むしろ大人のケースで、戦後の混乱期、あるいは在日朝鮮人であるとか在日外国人のいろいろな事情の中から無国籍者が生じていますので、そういったケースのほうはむしろ数字的には多いのではないかと思います。

はじめに

私の勤務している学校は生徒数 270名の小規模校です。職員一人あたりの校務分担当は多いので忙しくはありますが、生徒が少ないぶん職員の気持ちにゆとりがあるせいか、子どもたちも比較的落ち着いた学校生活を送れているように思います。

勿論、子どもたちは様々な課題を負わされています。家庭環境の厳しい子ども、教室での授業に参加できない子ども、教師との関係に悩みを持つ子どもなど、実に様々で、時には「問題行動」もみられます。しかし、それらは子どもたちが私たち大人に何かを求めている証拠であり、子どもたちは本当に健気に生きているのだと私には思えます。

私は現在、3年生31名の担当をしています。子どもたちに出逢った最初の日、私は、体罰は勿論、どんな罰も行わないことを宣言し、思っていることは遠慮なく言い合おうと語りかけました。それで、クラスの子どもたちは私に対して気軽に色々と話しかけてくれます。

ある日、秀樹さん(仮名)と私は次のような会話をしました。

「先生、社会科の先生は授業で言わずことと他の時に言わずことは違うとよ。」

「どういうこと？」

「憲法には考えとか何とかは自由でかいてあるだろ？でも僕がね、何かのことで自分の考えば言うたら、その考えはまちごうとるて言うて全然聞いてくれなかったとよ。おかしかね。自由に考えてよかて授業では教えて……。」

「その時、先生、授業じゃ思想・信条は自由で教えたでしようて言わなかったと？」

「言うたって聞いてくれんもん。それに何ちゃらかんちゃら言い返して言いまかさすもん。」

「言いまかされんようにせなたい。でもそのためには勉強しとかなんもんねえ。あなたはまだ本当の勉強がたらんもんね。しっかり勉強して言わんと言いまかされるよ。」

「うん、わかった。」

佳代さん(仮名)は、日記に次のように書いて

きました。

「月曜日の朝から、校門を入った所に先生たちが立っていらっしゃったのでびっくりしました。一週間ずっと立っているそうなので、ちょっとこわくて入りにくいです。

火曜日に「名札をつけろ」とK先生に言われました。先生たちはもう名前を覚えているので名札はつけなくていいと思います。どうしてK先生たちはその事が分らないのでしょうか。みんなが言った意見に反対するばかりじゃなくて、少しは聞いてくれてもいいと思います。」

このような会話や日記から多くのことを学ばされる毎日です。しかし、これらはすべて私どもにのみならず、私には時には食ってかかるようにものも言えても、他の教師の前ではシュンとしているのが子どもたちの実態です。小規模校でゆとりがあるとはいえ、やはり教職員の姿勢は管理的です。子どもたちのことばからもわかるように、子どもたちは常に教えられる側に置かれていて、そのためには管理することも、その管理を徹底させるには体罰さえも必要だとする考えが教師の中に抜き難くあるのです。

変らなければならないのは勿論大人の側なのですが、私は子どもたちにも誰に対しても自分の考えを言える力をつけてほしいと願い続けてきました。「子どもの権利条約」で言う「意見表明権」を自分のものにしてほしいと思いました。それで、熊本の会版「子どもの権利条約」作成にかかわったこともあって、私はこの熊本版を使って子どもたちと学習することにしました。紙面の都合で詳細には書けませんが、以下2時間ぶんの学習を報告します。

学習の流れ

「社会科で権利について学びましたね。どんな権利について学びましたか。」

生存権、選挙権、教育を受ける権利、思想・信条の自由、労働権、団結権、団体交渉権の七つを前もって紙に書いておき、裏返しに黒板に貼って問いかけを始めました。

子どもたちからは最初の三つと、知る権利、

職業選択の自由、表現の自由などが出されました。労働に関する権利については、女性の労働権にからめて意図的に私の方で出し、このことの説明も加えました。

「では、子どもにはどんな権利がありますか。子どもの権利、ということばは社会科では出なかったと思うけど、子どもも国民ですから法律で権利は保障されるはずですよ。この中でどの権利が子どもにありますか。」

子どもたちから前述の※印のものが出されました。

「他に、こんなものがあればいいと思うものも含め、今出ているもの以外にないですか。みなさんが不満に思ったり、おかしいと思ったり、いやだなあって思ったりする時はたいてい権利が侵されている時ですよ。」

先生を選ぶ権利、授業を放棄する権利というのが出されて、「そんなこと言っているの？」という雰囲気もありましたが、子どもの発言はどんなものでも(日頃、物を言える場面がない今の学校ではこんな時建設的でない意見も当然出てきます。

この二つが建設的でないという意味ではありません(が)大事にしようと思っていましたから、「選ぶ権利があるといいよね。私たちが選んでもらうためにすごく努力すると思う、放棄する権利も大事。逆に言えば内容のいいものを自分で選んでいくってことだもんね、などとコメントを加えました。

その他、選挙権、死ぬ権利も出されました。また、私の方から、差別されない権利、誇りを傷つけられない権利をつけ加えました。日々これらの権利が侵害されていることを認識してほしかったからです。

「ところで、これらの権利は保障されていますか。どんな時保障されてないと感じますか。」

保障されていない権利として、思想・信条の自由、表現の自由など七つあげられました。

両親の話に何の話と尋ねたら、子どもはダマ

レと言われたのは知る権利の侵害とか、作業の時、土を耕し植樹したのは男子で、女子は苗を運んだだけ、これは差別だ、などの例が出されました。また、「ある先生はよく『あなたって幼いのねえ』と言って僕の誇りを傷つけます」という発言があり、ある先生とは私のことだったので「以後注意します」と謝って、みんなに笑われました。

「子どもの権利も保障されていないねえ。それで国連では『子どもの権利条約』というのを作りました」

ここで各国の批准の状況や日本の動きについて簡単にふれました。

「この条約の28条は The right of the child to education. これはどういう意味でしょう。rightには右という意味の他に正義、権利という意味があるので。この条文のように to を伴うと～に対する正当な要求という意味になります。ですから『教育に対する子どもの正当な要求、ということ。憲法26条は『教育を受ける権利、でした。この二つの条文を比べてみましょう。26条の受けるのは誰ですか。そう、子どもですね。誰からですか。大人(教師)からですね。子どもが大人(教師)から受ける。では教師を主語にしたら……。教師が子どもに、そう、授ける。だから『授業』ですね。

次に28条をみましょう。誰が誰に要求するのですか。子どもが教師にですね。では教師を主語にしたらどうなるか。「教師は……義務がある」という形で、これから配る紙に書いて下さい」

3分程度で集めましたので、出席者29名のうち6名は無回答でした。他は次の通り。

- 子どもに教育を与える義務がある。 9
- 子どもに教育を求める義務がある。 2
- 子どもに教育を求められる義務がある。 7
- 子どもの要求に応える義務がある。 5
- 子どもの要求を受け入れる義務がある。 5

「私は5名の人の文がいいと思います。もっと言うなら『教師は子どもの教育への要求を認め、

それに従って子どもが学のを援助する義務がある、と思うのですが、どうですか。

ところで、あなたたちはどんなことを要求しますか」

これに対して、勉強量を少なくし、もっと遊びたい、テストをなくしてほしい、設備をよくしてほしい、教科担任などを選べるようにしてほしいなどが出されました。

「28条と26条はどちらがいいですか。28条がいいのですね。28条を実現させる、つまり受ける権利を求める権利に変えていくにはどうしたらいいでしょう。

そんなふうに黙っていても変わらないよ。私には色んなこと言うし、日記にも書くでしょ。おかげで私は色んなことを考えます。あなたたちはこう思ってるんだなあ、だったら私はこうした方がいいのかなあって考えて、私自身は変わっていくのです。私には言えるし書けるのに、他の人にはできないのはなぜ？ 言うのがこわい。わかる。わかる。一人で言うのは難しいし、こわいよね。私も会議で発言する時、こわい時があるよ。でも考えてることは言わんといかんと思って言います。言っても聞いてくれん？ そうね、何でも言うことを聞いてもらえて、言ったらすぐに変わることばかりじゃないもんね。でも言わんなら、まだ変わらんとじゃない？ 国連でも「意見を言うことは大切だ、子どもであっても、いや、子どもの意見こそ大切にしないとイケない」と考えて「意見表明権」というのを12条に掲げました」

意見表明権の条文を板書しました。

「その他たくさんの権利がこの条文には書いてあります。原文も日本語訳も難しいので、私たちはグループを作って、子どもにわかるように訳し直してみました。それを配りますので是非読んで下さい。そして、わからないところは質問して下さい。ここに書かれた権利が本当にみなさんのものになるよう、これからもいっしょに勉強し、考えていきましょう」

学習を終えて

子どもたちに感想を求めたら、色々な考えさせられる感想が返されました。

子どものもこんなにたくさんの権利があることを知って驚いた、早く条約が批准され、中味が実現されるといい、日本ではこういうのがあっても守らない人が多いから意味がないのではないか、等々。

中でも考えさせられたのは「子どものための条約なので子どもに都合よく作ってある。だから今はとってもよいけど、僕が大人になってからもこの条約が効力を発揮していると大人の僕には都合が悪くなるので、よいといえばよいし、悪いといえば悪い」という感想です。この種のものはいくつかありました。

この大人の側からの発想こそが、日本での批准を遅らせている原因だし、学校でこの条約が語られない原因なのでは、と私には思えます。

(まつしま かくこ)

■ 解説/広報委員=笠井博徳 ■

団体会員=全日本自治団体労働組合(自治労)は、保育所で働く保母(父)さん、児童相談所で働く職員のみなさんをはじめ子どもと仕事・生活を共にする職員のみなさんを中心に「子どもの権利条約」に対する関心ととりくみが高まっています。子どもの人権連への講演会や学習会への講師あっせん依頼も教職員組合に続く第2位。

自治労、乳幼児発達研究所などが中心となって毎年夏には、全国保育集会が1500人規模で開かれており、今年は第13回集會を山口県で開催。「自治労の保育運動」VOL.50(92年秋号)では特集=第13回全国保育集会が組まれています。

ここでは、同集會の課題別集會「子どもの権利条約とは」(問題提起者=毛利子来氏/小児科医、子どもの人権連会員)、第13分科会「子どもと人権」(問題提起者=花岡一江氏/部落解放同盟、子どもの人権連団体会員)のようを「自治労の保育運動」から紹介します。

なお、自治労へのお問合せは、自治労社会保障局(担当=福山真劫&高橋公。☎03-3263-0266 FAX03-5210-7422/東京都千代田区六番町1 自治労会館)

子どもの権利条約とは

報告/毛利子来(小児科医)

子どもの権利条約についての課題別集會は、161名の参加で行われた。

毛利子来先生から「後の方に子どもがいるけど、よかったら前の方へきてください。子どもの権利を話すのに大人ばかり集まっているのは変でしょう」を皮切りに「子どもの権利条約とは」について問題提起を受けました。

この中では、先の国会で、PKO法案を通すために子どもの権利条約を継続審議にした。子どもの権利に命を守る権利がある。今、一日に約4万人の子どもが、栄養失調・病気・戦争・人さらいなどで死んでいる。これを救わないで何がPKOなのか。グループで「16億(世界の子どもの数)の小さな囚人たちと連帯する会」をつくった。権利というものはたかいたっていく

ものである。集った人は皆大人だったが、子どもたちに力を貸そうということでやった。その当時は、経済至上主義の世の中で、子どもの問題は取上げられず、十年位たって国連が子どもの権利条約について本格的に動き始めた。

スペインのベンボスタ共和国のサーカスの人間ピラミッドは、強い者が一番下で子どもが一番上にあがる。このように、子どもが一番優先されなくてはならない。

子どもの権利条約は、子どもをどういうふうにか考えるか、つき合うか、とらえるか、そこが問いただされている。男と女の関係においても男は女性観が問われていることになる。

子ども観については、①子どもは未熟な人であって、大人が保護し、食べさせ、養護して、段々に成長して大人になる。「保育によってヒトがひとになる」という人がいる。幼い時は動物で教育によって人間らしくなる。これは動物や子どもに失礼である。子どもは大人と対等で権利の主体者である。15条(集會、結社の自由)はおむつをした子どもが保育園の庭で集會をする。16条(プライバシー・名誉保護の権利)は子どもも大人もみんなもっている権利=人権、市民的権利をもっている。②第2条は子どもはどんな子ども、人種、生れ、非摘出子、障害があろうがなかろうが差別されてはならない。

③子ども自身、権利を獲得する力の弱さをどうするか。第3条は子どもの最善の利益を考慮すべきである。最善の利益をどういうふうに判断するかは、まず子どもに聞く。言葉でなく態度、しぐさ、顔つきで感じることもある。

保育の現場でどうするか。①子どもの権利条約を子どもに知らせなくてははいけない。周知徹底させるために国は予算をつけなければならない。印刷物、テレビ、ビデオ、映画等々の方法はある。現場で知らせるために絵本「子どものけんり」名取弘文作(佑学社)を使うのもいい。

同時に私たち自身が勉強し、国会に向けても強い運動が必要。国会では権利条約の名前を児童とし、小学生を対象としようとしている。条約の批准は国内法の整備が必要である。省令、政令、条約の整備をする。子どもの主体として

の権利がどれだけ盛り込まれているか調査が必要である。健康診断、予防接種なども子どもには何もいわれていない。内容も結果もいわない。死ぬこともある。情報をきちんと説明しないとイケない。第9条1項、第10条12項では「日本にいる外国人の子どもが他国にいる親に逢いたくなくなったら自由に逢いにいくことができる」。しかし、出入国管理法にふれるので拒んでいる。子ども自身が公聴会、国会へ出て意見がいえることが必要である。②子どもを指導の対象にしない。子どもを育てる人、育てられる人にわけないで対等人間同士として扱う。③発達保障・保育によって発達を保障してやらなければならないというが、どうなんだろうか、子どもは発達可能体、発展途上にある。④権利という義務が出てくる。川におぼれている人を助ける。人に義務観を与えた時、権利が発生してくる。お互い人間同士で助け合う、共感を覚える。そして義務観をもつ。そして相手を感じる。それが人間同士対等になっていくモチーフ(図)だと思う、などのことが語られた。質疑討論では、次のことが話された。

①発達保障についての考え方について、子どもの全面発達をしなければならぬ。オール5のような発達を保障されるなんて、子どもにとったらかなわないのではないか。本人が希望すれば別であるが、他人が保障するというのは気持ちがいいものではない。嫌がる子に口をあけさせて、ものを食べさせて窒息死させたり、戸塚ヨットスクールでも5人の子どもが死んでいる。保障というものはある面では考える必要があるのではないか。発達については、できる反面、できない反面がある。できることがすべていいわけではない。価値観が違ってくる。昔は正座して物もいわずに食べるよう言われたが、今は立食パーティもある。

②子どもにも主張する権利があると言うが、どこまで守ってあげればいいのかについては、子どもの意見ばかり聞いていたら保育所は混乱する。意見を聞くということは、こちらの意見も言うこと。言い合うことである。喧嘩もさせるべきだと思う。保育者(大人)が入って、どっちが悪いの？あなた？……。握手しなさい、という仲直りなんてインチキだね。

③親の第一次的養育責任については、非常に

問題のある箇所、子どもの権利を保障するといいいながら親に支配させるような条文になっている。この条文は急いで作られたもので、第三世界を対象としている部分もある。

④生理中にプールに入らされた。どんなものかと思う。医学的には問題はないが、子どもが恥ずかしがる場合は教師が配慮すべき、子どもが言えるようにもっていかなければならない。

⑤母子寮の指導員。父母が別れており、子どもが父親に逢いにいきたいという。内諾でいくこともあるが、基本的には子どもの意思にまかせる。すぐということにはならないが、父親に連絡をとって逢いたければ逢う。子どもに考えさせることが必要で、暴力的に母や父が叱ってしまっただけいけない。子どもが家庭裁判所に調停を申し込んでもいい。

この集会は昨年にくらべて討論や学習が進んでいるようである。しかしまだまだ自分たちのものになっていない面もあり、引き続き取り組みをしていくことを確認しました。

子どもと人権

報告／花岡一江(部落解放同盟)

北海道から沖縄の全国の仲間46名が参加した。はじめに、問題提起者の花岡さんから、自分の体験にもとづいて、就職差別、結婚差別を受けたことが語られた。貧しくても平和な生活から、下の子どもが一歳半のとき、夫が失業、自分も働かなければ、家族みんな食べていけない、保育所に子どもを預け働くことを決心する。「お母さん、ようこんな小さい子を預ける気になるね」という保母の言葉。子どもを抱いて保母さんに背中をむけ走り去りながら涙を流した日に、解放運動に出あい参加する。識字学級・不就学児の問題・子どもの教育権保障へ運動の柱進め、「差別をうけない、差別をしない施設」をつくろうと6年がかりで保育所建設をする。親の思い「強い子に育てなあかん」と、解放保育の推進を求め続けてきたこと等が語られた。

自己紹介の中から参加者の思いをひろってみると

狭山差別闘争に参加したのがきっかけで、組

合活動に参加し、日々保育する中、なぜ、自分は今、これをするのかたえず問いかけている。

同和保育は特別なことではない。地域とかわりながら保育をすすめることは大切なんだ。北海道には部落はない。でもアイヌの人たちの問題がある。このことを追求し、自立する保母になりたい。

保育所をかわるたびに、四つの指標、六つの原則に学び、集団主義保育をめざしている。

差別が見えにくくなっている。家庭訪問を通して、家庭での子どものかかわり方の中に現実を見ようと思う。

実体験をもたず「本」でしかいろんなことを知らない子どもたちに、どの様に現実を伝えていけばいいのか悩んでいる。

大人のアクセサリーの様にされている子ども。子どもの生活の乱れをとめるヒントがほしい。

産休あけ保育、病児保育と実施する中、「家庭では、こんな風にして」と伝えきれていない保母の悩み、等たくさんの思いが出された。

大阪市職阪野さんから地域の親の想いを大切に保育実践を積まれている報告があった。大阪市大正区に沖縄出身の人が多く、それは昔、新しくできた紡績工場に、工場労働者として沖縄から働きに来た女性が多くいたからということを知った。沖縄の文化に保育者が触れ、学び、さらに戦争の折、沖縄が住民をまきこんでの激戦地だったこと。かつ、反戦平和の保育をより推進する必要性があると思った。

あそび、絵本、料理活動など具体的な活動を通して沖縄を知り、子どもと共に反戦平和について考えている実践が報告された。

奈良の松浦さんは、阪野さんの話より、沖縄は観光で見るとはではなく、反戦平和の視点で見ると実感していること、自分の勤めている老人いこいの家で反戦平和のビデオをお年寄り子どもといっしょに見ると、これをきっかけに自分の戦争体験も話し、子どもたちに伝えていることが話された。さらに、自分の住む地域の問題に入り、「貧困だから差別されるんだ」と、ヤミ米を運び、ハッピーサンダルの内職等をしながら一生懸命働いて「お金」を、そして「家」をもった。しかし、やっぱり差別はなくなっていない。自分のふるさとのことを胸はってちゃんと覚えていない、言えない状況がある。保育現

場でも、保母集団の中で一人の保母だけが孤立しているのが見える。保育所では仲間づくりが大切なんです。相手の気持ちを思うことが大切なんです。でも現実はそのようではないのです。と悩みを出された。

松浦さんの意見を聞くなか、徳島県の新採の保母さんから職員間で職員会議はあっても保育について、自分のことについて話せていないことが出された。保母同士の中で自分が部落出身であることが言えない。保護者との間にも共通点を見出せないでいる保母集団、私たちの職場には解放保育なんて必要ないのだと思ってしまった。子どもが保母に「抱っこして」と言う「足があるでしょう。自分で歩きなさい」と言ってしまうんですという悩みが出され、各々自分の職場はどうなのかふりかえて考えた。

最後に花岡さんより子どもの「心の育ち」ははかることのできない力だ。仲間と共に育つから、いろんなことが認識できひろがっていく。仲間から孤立させているのは、本当のかしこさが保障されない。「悲しい」、仲間から傷つけられ「痛い」「くやしい」、仲間はずれにされて「憎い」「腹立つ」という気持ちを感じ、「うれしい」「今度は私も仲間をつくらう」という気持ちが生まれる。そして命の尊さ、重さをお互いに確認しよう。

私たちは、人権視点にたった保育をすすめるために、自分自身の感性に問いかけ磨き保育をすすめていきたい。そして来年も各々の悩みや実践をもって集まることを確認した。

◆ NEWS BOARD ◆ 「子どものための世界サミット」と「児童の権利に関する条約」
:経過報告<ユニセフ「世界子供白書1993」より転載>

1990年の「子どものための世界サミット」のあと、大多数の国が基本的な社会目標を達成するための「国別行動計画」(NPA)を起草することに同意した。「世界サミット」が合意した目標には子どもの主な病気の予防、子どもの栄養不良の半減、5歳未満児死亡率の3分の1引き下げ、妊産婦死亡率の半減、すべての地域社会への安全な水の提供、すべての人々が家族計画の知識やサービスを受けられるようにすること、すべての子どもに基礎教育を受けさせることが含まれている。下の表に1992年9月現在の各国のNPAの作成状況を示した。

「子どものための世界サミット」はまたすべての国に対して「児童の権利に関する条約」を批准することを求めた。条約はすべての子どもの生存、保護、発達のための最低限の基準を設けることを規定したもので、下の表では条約を批准した国を太字で示した。

- =「世界サミット」の宣言に署名した国(139)
- =国別行動計画を起草中の国(46)
- ◎=国別行動計画の草案作りを完了した国(34)
- =国別行動計画を完成した国(54)

太字で示した国は「児童の権利に関する条約」を批准した国(122)

アフガニスタン					コロンビア	○			●
アルバニア	○				コモロ	○	●		
アルジェリア			◎		クック諸島		●		
アンゴラ		●			コンゴ	○	●		
アンティグア・バーブーダ	○				コスタリカ	○			●
アルゼンチン	○		◎		コートジボワール	○		◎	
アルメニア			◎		クロアチア				
オーストラリア	○		◎		キューバ	○			●
オーストリア	○				キプロス				
アゼルバイジャン					チェコスロバキア(旧)	○			
バハマ					デンマーク	○			●
バーレーン		●			ジブチ	○			●
バングラデシュ	○			●	ドミニカ	○			●
バルバドス	○	●			ドミニカ共和国	○			●
ベラルーシ	○	●			エクアドル	○			●
ベルギー	○				エジプト	○			●
ベリーズ	○				エルサルバドル	○			●
ベニン	○	●			エストニア				
ブータン	○		◎		エチオピア		●		
ボリビア	○			●	フィジー			◎	
ボスニア・ヘルツェゴビナ					フィンランド	○			●
ボツワナ	○	●			フランス	○	●		
ブラジル	○		◎		ガボン	○			
ブルネイ					ガンビア	○		◎	
ブルガリア	○				ドイツ	○			●
ブルキナファソ	○		◎		ガーナ	○			●
ブルンジ	○		◎		グレナダ	○			
カンボジア			◎		ギリシャ				
カメルーン	○		◎		グアテマラ	○			●
カナダ	○			●	ギニア	○			●
カボベルデ	○	●			ギニアビサウ	○	●		
中央アフリカ	○			●	赤道ギニア	○		◎	
チャド	○		◎		ガイアナ	○	●		
チリ	○		◎		ハイチ				
中国	○			●	バチカン	○			●

ホンジュラス	○			●
ハンガリー	○			
アイスランド	○			
インド	○		◎	
インドネシア	○			●
イラン	○			●
イラク				
アイルランド	○			
イスラエル	○			
イタリア	○	●		
ジャマイカ	○			●
日本	○			●
ヨルダン	○		◎	
カザフスタン	○			
ケニア	○			●
キリバス		●		
朝鮮民主主義人民共和国	○		◎	
韓国	○			●
キルギスタン				
クウェート	○	●		
ラオス	○			
ラトビア				
レバノン	○	●		
レソト	○	●		
リヒテンシュタイン	○			
リベリア				
リビア			◎	
リトアニア				
ルクセンブルク	○			
マダガスカル	○	●		
マラウイ	○	●		
マレーシア	○		◎	
モルディブ	○		◎	
マリ	○			●
マルタ				
マーシャル諸島				●
モーリタニア	○		◎	
モーリシャス	○	●		
メキシコ	○			●
ミクロネシア		●		
モナコ	○			
モンゴル	○	●		
モルドバ				
モロッコ	○			●
モザンビーク	○		◎	
ミャンマー		●		
ナミビア	○			●
ネパール	○			●
オランダ	○			●
ニュージーランド	○	●		
ニカラグア	○			●
ニジェール	○		◎	
ナイジェリア	○		◎	
ノルウェー	○			●
オマーン		●		
パキスタン	○			●
パナマ	○			●

バブアニューギニア	○	●		
パラグアイ	○			●
ペルー	○			●
フィリピン	○			●
ポーランド	○			
ポルトガル	○	●		
カタール		●		
ルーマニア	○			
ロシア	○			
ルワンダ	○		◎	
サモア	○			
セントクリストファー・ネビス	○	●		
セントルシア	○	●		
セントビンセント・グレナディーン	○	●		
サンマリノ				
サントメ・プリンシペ	○		◎	
サウジアラビア		●		
セネガル	○			●
セーシェルズ		●		
シエラレオネ	○	●		
シンガポール				●
スロベニア				
ソロモン諸島	○	●		
ソマリア				
南アフリカ				
スペイン	○		◎	
スリランカ	○			●
スーダン	○			●
スリナム	○	●		
スワジランド	○		◎	
スウェーデン	○			●
スイス	○			
シリア		●		
タジキスタン				
タンザニア	○		◎	
タイ	○		◎	
トーゴ	○	●		
トリニダード・トバゴ	○	●		
チュニジア	○			●
トルコ	○			●
トルクメニスタン				
ツバル		●		
ウガンダ	○		◎	
ウクライナ	○			
アラブ首長国連邦		●		
英国	○			●
ウルグアイ	○			●
米国	○	●		
ウズベキスタン				
バスマツ	○	●		
ベネズエラ	○			●
ベトナム	○			●
イエメン	○		◎	
ユーゴスラビア(旧)	○			
ザイール	○	●		
ザンビア	○		◎	
ジンバブエ	○		◎	

◆資料=日教組第42次教育研究全国集会(秋田)アピール◇

☆美しい雪の秋田から熱いおもいを☆

日教組第42次教育研究全国集会は、学校五日制のスタートという状況のもと、秋田市と雄和町などを会場に1月10日から13日まで開催されました。集会に熱いおもいをいただきのべ2万5千人を超える人々が全国から集まり「地球・人権・平和」、教育改革などを課題として教育研究・運動の交流を行いました。

今次集会に父母・国民のみなさんから寄せられた期待は、真の「学力」を生み出すゆとりとゆたかさをもった抱擁力のある教育を創り出していくことにありました。全国各地域からの参加者は、全体会と25の分科会でそれぞれの実践の交流と、熱心な討論によってこれらの課題にこたえるべく努力しました。

子どもたちが人間として本来持ちそなえている創造性ゆたかで、自主性あふれる人格が育つよう完全学校五日制にむけて、ゆとりをもった教育課程を編成するなど、学習指導要領の抜本的な改訂検討を行う自主編成運動をさらに強化していく必要があります。

私たちの職場はもちろん、日本社会には部落差別、民族差別、障害による差別、性による差別など多くの差別や人権に対する抑圧が存在しています。これらの差別をなくすため「人権教育指針」で明らかにされた人権教育の基本にたつて、自らをといなおし具体的なとりくみをすすめてまいりましょう。「子どもの権利条約」完全批准の運動をすすめるとともに、共生・共学の教育、体罰のない教育など日常的に子どもの人権を守る具体的実践を学校で行い、地域・家庭に広げてまいりましょう。

冷戦構造の終焉の中で、全体として軍備縮小は世界の流れです。私たちが、一貫して「教養子を再び戦場に送るな」として、平和憲法擁護のとりくみを教室の内外ですすめてきたことの正しさがあきらかになりつつあります。こうしたなかで国際貢献を理由に強行成立された「PKO協力法」による自衛隊のカンボジア派遣は、自衛隊の海外派兵への第一歩であり容認できるものではありません。日本国憲法の理念を世界

に広げ、平和の確立と非軍事・民生重視の国際協力を進めるために、日教組のカンボジア調査団など交流連帯を深める運動をすすめます。未来の担い手としての子どもたちに平和・連帯の重要性を伝えることを意思統一しました。

世界の各地には飢えに苦しむ子ども、戦争の犠牲になっている子どもがいます。世界の批判を無視して強行されたブルトニウム輸送や世界的環境破壊などの問題があります。私たちはとりくみの視点を地球規模に広げ、地球の環境を子どもたちが安心して住めるものにしていく必要があります。

改訂学習指導要領に基づいて作成された新しい教科書では、日本と東南アジアのこれまでのかかわりや侵略の歴史的記述は不十分でかつ画一的な扱いとなっています。日教組が行ったアジア・太平洋地域教育フォーラムでの決議や日中教科書研究交流の成果をみんなのものとし、いまこそ日本の戦争責任を明らかにするとともに、「日の丸・君が代」問題など正しい歴史認識を育てることが重要です。

いま、教育は病んでいるといわれます。

「いじめ」「校内暴力」は今なお深刻な問題です。高校中退・不登校は増加しています。これは管理主義・能力主義の教育と受験体制下での「業者テスト・偏差値・輪切り」による差別と選別などによるものです。すべての子どもに教育を受ける権利を保障するため、高校教育改革と選抜制度の改善の取り組みをわ学校・地域・家庭が一体となってすすめてまいりましょう。

私たちは、集会の成果を、地域・学校においてたしかめ、さらに研究実践を深めます。

父母・国民・全国の教職員のみなさん、子どもたちの未来のために、ともに手を取りあわせて教育改革をすすめてまいりましょう。

1993年1月13日

日教組第42次教育研究全国集会

◆ 広報委員会から……/高橋 公(広報委員)

時代がこれほど大きく変わろうとは一体誰が予想したでしょうか。

我が国はいま、21世紀にむけて、すべてのことの見直しが求められているとって過言ではないようである。こうした時代状況の中で、私たちがこの間、取り組んでいる「子どもの権利条約」の早期批准の運動は、時代を先取りした、21世紀にも十分通用する内容のものであると言える。

とりわけ、第12条の子どもの意見表明権は画期的なものであり、従来の考え方を一歩踏み込んだもので、この権利を保障することになれば、保育所や学校での子どもたちに対する対応も変わることになる。

そして、このことは、私たちにこうした環境で育つ子どもたちの将来にある期待を抱かせるものである。それは、この権利と表裏一体のものとしてある自治権を育てることにつながると思うのである。

地方自治が叫ばれて久しいが、依然として地

方自治は、自治権は地域に根づいておらず、相も変わらず中央集権的な発想での行政、教育の推進が行われている。その最たるものに「日の丸」「君が代」問題がある。

いずれにしても戦後48年、戦後つくられた諸制度、諸施策の見直しが必要な時代となっていることは事実である。ただ、必要なことは見直しをどういうスタンスとビジョンのもとに行うのかである。その見直しに「日の丸」、「君が代」があるのでは、私たちのスタンスとは180度立場を異にするものである。

1月22日から第126通常国会が開かれる。先の臨時国会では一度の審議も行われず「子どもの権利条約」は継続審議となったままである。是非とも今国会での完全批准をめざし、新たな運動の構築をはからなければと決意している。批准にあたっては、なんとしても「児童」ではなく「子ども」の権利条約としての批准は譲ることのできない第一のテーマである。

☆ 編集スタッフ ☆

編集長	福山真劫	(子どもの人権連事務局次長 自治労社会保障部長)
編集委員	笠井博徳	(子どもの人権連事務局員 日教組教育文化運動局書記)
	菅源太郎	(子どもの人権連事務局員)
	高橋公	(子どもの人権連事務局員 自治労社会保障局書記)
	平野裕二	(子どもの人権連事務局員 ARC代表・チルドレンズレポート編集長)

◆ 表紙イラスト/加藤すみれ

● いんふおめーしょん/子どもの人権連 No.14 1993年1月20日発行 Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆ 発行&編集人 子どもの人権連広報委員会/福山真劫
- ◆ 事務所 〒101 東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F
TEL 03(3265)2174 FAX 03(3230)0172
郵便振替/東京 8-18438 (子どもの人権連)
- ◆ 年間購読料 3,000円 (ただし、会員は会費に含む)

子どもの人権連の本



今日から 子どもの権利条約

子どもの人権連ブックレットNo.2
A4版/500円(〒240円)

☆学校教育や教育行政において、子どもの権利を保障していくことが日本の子どもの権利保障のカギのひとつであるとの立場から編集されたもの。30数項目の質問にこたえる形式をとり、どこから読み始めても読者の要望にこたえられるユニークな解説書。

子どもの権利条約 対訳集 子どもの人権連ブックレットNo.3

A5版/500円(〒240円)

☆1989年11月20日、国連で採択され、1990年9月2日国際法として発効した Convention on the Rights of the Child の全条対訳を英文、国際教育法研究会訳、政府訳、ユニセフ駐日事務所訳(仮訳)で示した貴重な学習研究資料集。

☆また、92年3月13日、政府が閣議決定した「児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件」など政府資料も掲載し、〈子どもの権利条約の批准にあたって一その問題点と課題〉を多角的に明らかにした解説も同時収録。

子どもの権利条約と国内法の問題点 300円(〒240円)

☆子どもの権利条約の各条文毎に関連国内法規などを明記し、国内法制度のどこが問題点であるかを明らかにしたパンフレット。
条約批准にむけて、関連国内法制度の整備充実が緊急なテーマ。

子どもの権利条約、実施のためのQ&A 1,000円(〒240円)

☆権利条約の理念と諸規定を日本で実施するための問題点の整理を豊富な関連資料を使って解説。子どものための世界サミットの宣言、権利条約関連の文献リストなども収録。

子どもの権利条約 絵はがきセット(8枚ケース入り) 200円(〒72円)

全党に聞く。どう考える? 子どもの権利条約 1,000円(〒240円)

子どもの権利条約 1,000円(〒240円)

子どもの人権読本 1,000円(〒240円)

☆会員情報誌(月刊) ★いんぷおめーしょん 子どもの人権連

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN
TEL 03-3265-2174 FAX 03-3230-0172 郵便振替 東京 8-18438
東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F